

○野洲市ブロック塀等撤去補助金交付要綱

平成31年 3月13日

告示第32号

改正 令和3年7月1日告示第131号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震災害におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止することを目的として、道路に面するブロック塀等の撤去を実施する者に対し、予算の範囲内で野洲市ブロック塀等撤去補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、野洲市補助金等交付規則(平成16年野洲市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 市内にある住宅、事業所等から野洲市地域防災計画に示す指定避難所、指定緊急避難所、福祉避難所並びに一時避難場所となりうる都市公園及び自治会館(以下これらを「避難所等」という。)へ至る経路として定める道路及び野洲市地域防災計画において緊急輸送道路として定める道路をいう。
- (2) ブロック塀等 鉄筋コンクリート塀、コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀及び組積(石、レンガ等)造の塀等に該当するものをいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等を全て又は一部を取り除くことをいう。
- (4) 改修 ブロック塀の撤去後に引き続き法に適合したブロック塀、軽量なフェンス又は生垣を設置することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に存するブロック塀等の所有者等であって当該ブロック塀等を撤去する者
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度内に、補助金の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)を完了する見込みのある者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でない者
- (5) 国、地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていない者
- (6) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助対象工事)

第4条 この告示による補助対象工事は、ブロック塀等を撤去する工事とし、次の各号に掲げる要件を

満たすものとする。ただし、国、地方公共団体が所有するものは除く。

- (1) 撤去するブロック塀等が道路及び避難所等の境界に面しており、倒壊による被害が道路又は避難所等に及ぶおそれがあること。
- (2) 撤去するブロック塀等の高さ（道路面からの高さをいう。以下同じ。）は、60センチメートル以上であること。
- (3) 撤去した後のブロック塀の高さが全て60センチメートル未満になること。
- (4) 改修については、軽量なフェンス等を設置するためにブロック塀を併用する場合は、その高さは60センチメートル未満とすること。
- (5) ブロック塀等が道路内に残存し、又は突出しないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う工事に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とし、補助金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事を着手する14日前までに野洲市ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 敷地の位置図（縮尺2,500分の1以上のもので工事区域を赤色で明示したもの）
- (2) 撤去するブロック塀等の配置図（撤去するブロック塀等を赤色で明示したもの）
- (3) 撤去するブロック塀等の高さ、長さ等の仕様を示した概要図等
- (4) 改修の場合は、新たに設置する軽量なフェンス等の高さ、長さ等の仕様を示した概要図等及び設置する位置図
- (5) 現況写真（撤去するブロック塀等の状況がわかるもの）
- (6) 施工業者が発行した見積書又はその写し
- (7) 市税納税証明書（滞納がないことを証する書類）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに野洲市ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知する。

（補助対象工事の内容の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに第6条に定める関係書類のうち必要な書類を添付して野洲市ブロック塀等撤去補助金交付内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受け

なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは速やかにその内容を審査し、その結果を野洲市ブロック塀等撤去補助金交付内容変更決定通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助対象工事の中止）

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた補助対象工事を中止しようとするときは、野洲市ブロック塀等撤去補助対象工事中止届出書（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による中止の届出があったときは、第7条に定める補助金の交付決定がなかったものとみなす。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、野洲市ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 着工前及び工事完了後の全景写真並びに施工中の写真
- (2) 施工業者が発行した工事費の請求書（各経費の明細が確認できるもの）及び領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助対象工事が適正に行われたと認めたときは、補助金の額を確定し、野洲市ブロック塀等撤去補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに当該交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、野洲市ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第8号）により、速やかに補助金を市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、野洲市ブロック塀等撤去補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、野洲市ブロック塀等撤去補助金返還命令書（様式第10号）により、

期限を定めて当該補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年告示第131号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象工事の内容	補助金の額
ブロック塀等の撤去	補助対象経費の1/2を補助。ただし、一敷地当たり100,000円を限度とする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

野洲市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
(電話番号 )

野洲市ブロック塀等撤去補助金交付申請書

年度野洲市ブロック塀等撤去工事の資金として、下記のとおり交付を受けたいので、野洲市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請書の審査にあたり、同要綱第3条に規定する要件を満たす者であることを確認するために市税等の納付状況等を市が確認することに同意します。

記

ブロック塀等の所在地	野洲市
補助対象工事費	円
補助対象工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助金交付申請額	円
補助対象工事施工者	名 称 住 所 電話番号
補助対象工事の概要	

※建築基準法第42条第2項に定める道路に面する部分のブロック塀等を改修する場合は、道路後退線より敷地側に新たに軽量のフェンス等を設置します。

(添付書類)

- (1) 敷地の位置図（縮尺2,500分の1以上のもので工事区域を赤色で明示したもの）
- (2) 撤去するブロック塀等の配置図（撤去するブロック塀等を赤色で明示したもの）
- (3) 撤去するブロック塀等の高さ、長さ等の仕様を示した概要図等
- (4) 改修の場合は、新たに設置する軽量なフェンス等の高さ、長さ等の仕様を示した概要図等及び設置する位置図
- (5) 現況写真（撤去するブロック塀等の状況がわかるもの）
- (6) 施工業者が発行した見積書又はその写し
- (7) 市税納税証明書（滞納がないことを証する書類）
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

野洲市長



野洲市ブロック塀等撤去補助金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野洲市ブロック塀等撤去工事について、野洲市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 ブロック塀等の所在地 野洲市

2 交付決定金額 円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

野洲市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
(電話番号 )

野洲市ブロック塀等撤去補助金交付内容変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった野洲市ブロック塀等撤去  
工事の内容を下記のとおり変更したいので、野洲市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第8  
条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 ブロック塀等の所在地	野洲市
2 交付決定金額	円
3 変更の内容	
4 変更の理由	

※交付決定を受けた補助金の交付申請書に添付されていた書類のうち、変更が生じる部分  
の書類一式を添付します。



様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

野洲市長



野洲市ブロック塀等撤去補助金交付内容変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった野洲市ブロック塀等撤去工事野洲市ブロック塀等撤去補助金について、野洲市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 ブロック塀等の所在地 野洲市
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更後の交付決定額 円

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

野洲市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
(電話番号 )

野洲市ブロック塀等撤去補助対象工事中止届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった野洲市ブロック塀等撤去工事を下記のとおり中止したいので、野洲市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第9条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 ブロック塀等の所在地	野洲市
2 中止の理由	

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

野洲市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
(電話番号 )

野洲市ブロック塀等撤去補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった野洲市ブロック塀等撤去  
工事について、野洲市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第10条の規定により、下記のと  
おり関係書類を添えて実績を報告します。

記

ブロック塀等の所在地	野洲市
工事の経費	円
工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付決定額	円
工事施工者	名 称 住 所 電話番号
実施工事の概要	

(添付書類)

- (1) 着工前及び工事完了後の全景写真並びに施工中の写真
- (2) 施工業者が発行した工事費の請求書(各経費の明細が確認できるもの)及び領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

野洲市長



野洲市ブロック塀等撤去補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった野洲市ブロック塀等撤去工事について、野洲市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりの額を確定したので通知します。

記

1 ブロック塀等の所在地 野洲市

2 交付確定金額 円

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

野洲市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
(電話番号 )

野洲市ブロック塀等撤去補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった野洲市ブロック塀等撤去補助金について、下記のとおり交付されるよう野洲市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第12条の規定により、請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 振込先
  - (1) 金融機関名
  - (2) 店名 本店 ・ 支店 ・ 出張所(該当する方に丸をする。)
  - (3) 預金種目 普通 ・ 当座 (該当する方に丸をする。)
  - (4) 口座番号
  - (5) 口座名義 フリガナ

様式第9号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

野洲市長



野洲市ブロック塀等撤去補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号にて通知した野洲市ブロック塀等撤去工事の補助金交付決定については、野洲市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり決定を取り消しましたので通知します。

記

1 ブロック塀等の所在地 野洲市

2 取り消した理由

様式第 10 号（第 14 条関係）

第 号  
年 月 日

様

野洲市長



野洲市ブロック塀等撤去補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした補助金について、下記のとおり返還されたいので通知します。

記

- 1 返還すべき金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 補助年度 年度
- 4 補助金の既交付額 年 月 日 交付 金 円
- 5 返還事由

様式第1号 (第6条関係)

(令3告示131・一部改正)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

(令3告示131・一部改正)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

(令3告示131・一部改正)

様式第6号 (第10条関係)

(令3告示131・一部改正)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第12条関係)

(令3告示131・一部改正)

様式第9号 (第13条関係)

様式第10号 (第14条関係)